

白川町商工会だより

4月号（第349号）

令和7年4月1日発行

白川町商工会

TEL：0574-72-1205

FAX：0574-72-2405

白川町商工会前会長古田文英氏の旭日単光章受章記念祝賀会 が開催されました！



上：長尾達美商工会長のあいさつ

左：古田文英氏のあいさつ

令和6年秋の叙勲において旭日単光章を受章された、古田文英氏の受章記念祝賀会が、令和7年3月9日(日)開催されました。

古田氏は、平成11年6月から白川町商工会理事に就任、平成20年から令和3年5月までの13年間、商工会長を務められました。

特に、地域経済の活性化に関する功績として、「美濃白川カード会」を発足し、商店街の活性化にご尽力されました。受章おめでとうございます！

小規模事業者の支援に関する法律に基づく「経営発達支援計画」 が経済産業大臣から認定されました！（第12回認定）

白川町商工会が申請した経営発達支援計画が、令和7年3月21日付で、新たに経済産業大臣から認定されました。今回で3回目の認定となります。

経営発達支援計画は、平成26年6月の小規模事業者支援法の改正を根拠に、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する商工会及び商工会議所に対して、設けられた認定制度です。

商工会では、令和7年4月1日～令和12年3月31日までの今後5年間、小規模事業者に対し伴走型支援を実施していきます。

町内小規模事業者の経営状況分析、地域経済動向調査・需要動向調査等の情報提供、それらを踏まえた経営計画策定支援から展示会・商談会・セミナーの活用・情報発信により販路開拓へ取り組む支援などを行っていきます。

引き続きご理解ご協力をお願いします。

◎小規模事業者持続化補助金のお知らせ！

- ◆公募申請受付開始:2025年 5月 1日(木)
- ◆公募申請受付締切:2025年 6月13日(金)17:00
- ◆支援機関確認書(様式4)発行の受付締切:2025年6月3日(火)
- ◆公募要領等詳細は、岐阜県商工会連合会のホームページをご確認ください。

<https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar7/>

※ 本事業の申請に際しては電子申請システムのみとなります。

申請には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。 GビズIDの取得は、 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ 事業支援計画書(様式4)の交付について

電子申請システムへ「経営計画」および「補助事業計画」の入力、希望する特例や加点等に関する書類等を添付の上、商工会に「事業支援計画書」(様式 4)の作成依頼を行ってください。

その後、商工会で「事業支援計画書」(様式 4)の交付をします。余裕をもってお手続きください。

◎小規模事業者パワーアップ応援補助金公募予定です。

現段階では、詳細内容が決まっておりませんが、公募予定です。今からご準備ください。

◆補助対象者 岐阜県内に主たる事務所を有する小規模事業者

◆概要:「稼ぐ力」の強化に取り組む事業者の支援に対し経費の一部が補助されます。

その他、売上増加につながる事業規模拡大や事業転換に意欲的に取り組む事業者の支援。

マイクロワーク(超時短勤務)など「新たな働く環境づくり」に取り組む事業者の支援が対象です。

◎永年勤続従業員表彰の申し込み受付について！

商工会では、会員事業所で永年にわたり勤務され、事業所の繁栄と地域経済の発展を支えてこられた従業員の功労を称える永年勤続表彰を毎年商工会の通常総代会にて実施しています。

令和7年度の表彰申し込み受付を下記の通り行います。

従業員の福利厚生として本事業を是非ご活用ください。

表彰を希望される事業所は、同封した「被表彰者推薦書」を期限までに商工会へご提出ください。

1. 表彰対象従業員

男性・・・勤続年数 **10年、15年、20年、25年** (以後5年間隔)

女性・・・勤続年数 **5年、8年、10年、15年** (以後5年間隔)

※ 上記の年数に該当し、事業所より推薦のあった従業員

2. 推薦書

同封した「被表彰者推薦書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

推薦書が必要な方は事務局へお問い合わせください。

3. 提出先 白川町商工会 (FAX:72-2405)

4. 事業所負担金

1名当たり **2,500円** (5,000円分の地域振興券を記念品として贈呈します。)

5. 申込期限 **令和7年 4月 22日 (火)**

◎ 中小企業退職金共済制度に係る新規加入掛金助成・掛金月額

変更掛金助成について

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、昭和 34 年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。ご加入頂いた事業所には、下記の助成制度が適用されています。

●新規加入助成

新しく中退共制度に加入する事業主に

1. 掛金月額の**2分の1(従業員ごと上限 5,000 円)**を加入後**4か月目から1年間**、国が助成します。
2. パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額(掛金月額 4,000 円以下)加入者については、
 1. に次の額を上乗せして助成します。

掛金月額 2,000 円の場合は 300 円、3,000 円の場合は 400 円、4,000 円の場合は 500 円

●月額変更助成

掛金月額が 18,000 円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、**増額分の3分の1を増額月から1年間**、国が助成します。

20,000 円以上の掛金月額からの増額は助成の対象になりません。

(問い合わせ先)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL:03-6907-1234

◎ 移動商工会（4月）のお知らせ！

4月の移動商工会の日程は次のとおりです。

職員が滞在していますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

相 談 実 施 日	時 間	開催場所
4 月 21 日 (月)	午後 1 時 ~ 午後 4 時	黒川ふれあいセンター
4 月 22 日 (火)	午後 1 時 ~ 午後 4 時	佐見ふれあいセンター

◎ 労働保険の手続きはお済みですか？

「正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず1人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険の成立手続きを行う義務があります。

『労働保険』とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。

『労災保険』は、労働者が業務や通勤が原因で負傷した場合、または、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族のために給付される制度です。

『雇用保険』は、労働者が失業した場合や働き続ける事が困難になった場合、また、自ら教

育訓練を受けた場合に生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付される制度です。

加入手続きを行っていない事業主の方は、早めに手続きをお願いします。

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室(TEL:058-245-8115)または最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)・白川町商工会へお問い合わせください。

令和7年3月分からの健康保険料率変更のお知らせ！

協会けんぽ岐阜支部の加入者・事業主のみなさまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・介護保険料率が**変更**となります

健康保険料率 **9.93%** (現行の9.91%から0.02%引き上げ↑)

介護保険料率 **1.59%** (現行の1.60%から0.01%引き下げ↓)

健康保険料率は都道府県支部ごとの医療水準等に基づき決定しています。
みなさまの取組に応じて、保険料率が変わるインセンティブ制度については ▶
こちらをご覧ください。



お問い合わせ先

全国健康保険協会岐阜支部

☎ 058-255-5155(代表)

※詳しくはHPにてご確認ください。HP <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

令和7年度の雇用保険料率変更のお知らせ！

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。